

第 8 章 入場券

(入場券の発売)

第 141 条 次の各号に掲げる者は、乗車以外の目的で駅に入場しようとする場合、入場券を購入し、これを所持しなければならない。この場合、入場者の年齢別区分については第 43 条第 1 項の規定を準用する。

(1) 大人

(2) 小児（大人又は小児が、2 人を超える幼児を随伴するときは、その超える幼児については、小児とみなす。）

2 入場券は、駅において、係員又は自動券売機により発売する。この場合、入場券の使用時間を制限して発売することがある。

3 前項後段の規定により入場券の使用時間を制限する場合は、券面に発売時刻及び使用時間を制限する旨を表示して発売する。

4 入場券は、入場する日の当日に発売する。

(入場券の種類及び料金)

第 142 条 入場券は、普通入場券 1 枚につき大人 170 円、小児 90 円とする。

(入場券の効力)

第 143 条 普通入場券は、発売駅で発売当日中に 1 人 1 回に限り、使用することができる。

2 入場券所持者は、列車に立ち入ることができない。ただし、当社が特に認めた場合は、この限りでない。

(入場券が無効となる場合)

第 144 条 入場券は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。

(1) 券面表示事項をぬり消し又は改変して使用したとき。

(2) 発売駅以外の駅で使用したとき。

(3) 大人が小児用の入場券を使用したとき。

(4) 制限使用時間を超えて使用したとき。ただし、この場合にあつては、使用時間のうち制限使用時間を超えた時間（以下「超過使用時間」という。）について無効とする。

(5) その他入場券を不正行為の手段として使用した場合に準用する。

2 前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

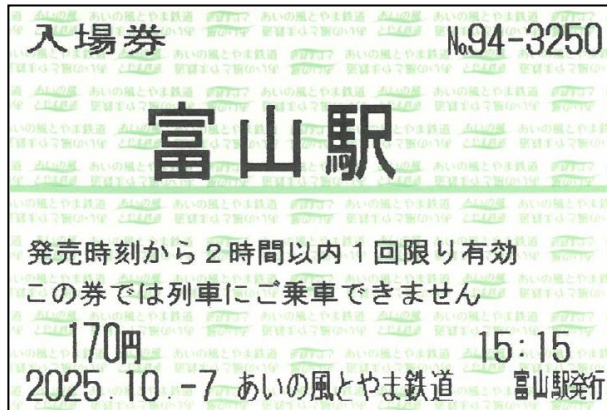
(入場券の様式)

第 145 条 入場券の様式は、次のとおりとする。

(1) 印刷発行機

サイズ：縦 5.75cm×横 8.5cm(以下、印刷発行機用について同じ。)

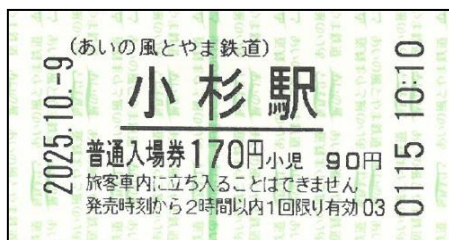
裏 面：エンコード(以下、印刷発行機用について同じ。)



(2) 自動券売機

サイズ：縦 3.0cm×横 5.75cm(以下、自動券売機用について同じ。)

裏 面：エンコード(以下、自動券売機用について同じ。)



(入場券の改札及び引渡し)

第 146 条 入場券は、入場の際に係員に呈示して改札を受け、かつ、入鋏を受けるものとする。

2 入場券は、その使用を終えたときは、直ちに係員に引き渡すものとする。その効力を失った場合も同様とする。

(無札入場者)

第 147 条 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合又は第 144 条第 1 項第 1 号から第 3 号及び第 5 号の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第 142 条の規定による入場料金を収受する。また、第 144 条第 1 項第 4 号に該当する場合(同項第 1 号から第 3 号まで又は第 5 号とあわせて該当する場合を含む。)は、超過使用時間を制限使用時間で除したもの(小数点以下切り上げ)に、第 142 条の規定による入場料金を乗じた額を収受する。

2 前項の規定は、第 144 条第 2 項の規定により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

（入場料金の払いもどし）

第 148 条 入場券を所持するものは、第 7 条の規定により入場券の使用を制限し又は停止した場合は、入場料金額の払いもどしを請求することができる。

2 前項による場合以外は、入場料金の払いもどしはしない。

第 9 章 手回り品

（手回り品及び持込禁制品）

第 149 条 旅客は、第 150 条又は第 151 条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表 4 に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危険を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
- (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用する恐れがないと認められるもの及び懐炉を除く。）
- (4) 死体
- (5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れられたもの、又は第 150 条第 3 項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は第 151 条第 2 項の規定により持ち込みの承諾を受けた動物を除く。）
- (6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの。
- (7) 車両を破壊するおそれがあるもの。

（注）別表第 4 号に定める適用除外の物品及び第 3 号に定める適用除外の物品は、不注意により内容物が漏れでることがないように措置することとする。

- 2 旅客が手回り品中に危険品又は前項第 2 号の規定による物品を収納している疑いがあるときは、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。
- 3 前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。

（無料手回り品）

第 150 条 旅客は、別に定める自己の身の回り品のほか、第 151 条に規定する以外の携帯できる物品であって、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3 辺の最大の和が、250 センチメートル以内のもので、その重量が 30 キログラム以内のものを無料で車内に 2 個まで持ち込むことができる。ただし、長さ 2 メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。

- 2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車及びサーフボードについては、次の各号の 1 に該当する場合に限り、無料で車内に持ち込むことができる。

- (1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの
- (2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの
- 3 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の一に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。
- (1) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

（有料手回り品及び手回り品料金）

- 第151条 旅客は、前条第1項に規定する制限を超える物品であつても、別に定めるものについては、当社の承諾を受け、手回り品料金を支払って、これを車内に持ち込むことができる。
- 2 旅客は、小犬、猫、はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへび類を除く。）であつて、次の各号に該当するものは、前項の規定に準じて当社の承諾を受け、手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。
- (1) 長さ70センチメートル以内で、最小の立方体の長さ、幅及び高さの和が、90センチメートル程度の容器に収納したもので、かつ、他の旅客に危害を及ぼし又は迷惑をかけるおそれがないと認められるもの
- (2) 容器に収納した重量が10キログラム以内のもの
- 3 手回り品料金は、旅客の1回の乗車ごとに、1個について290円とする。

（手回り品切符）

- 第152条 前条の規定により手回り品料金を支払って、有料手回り品を車内に持ち込む旅客に対しては、手回り品切符を発売する。
- 2 手回り品切符の様式は、次のとおりとする。
- (1) 印刷発行機

手回り品切符		No.09-0004	
1個について		290円	
持ち込み区間	_____まで		
持ち込み月日	_____月_____日	1回限り有効	
持ち込み列車	_____		
●この切符は、表記の持込月日に使用されないと無効になります。 ●この切符は、途中下車しない限り、表記の区間に有効です。 ●手回り品は、御自分で保管してください。			
2020.-9.-3		あいの風とやま鉄道 富山駅発行	

(手回り品切符の効力)

第 153 条 手回り品切符は、切符に表示された条件に従って当該手回り品を車内に持ち込む場合に限って有効とする。ただし、途中下車をしたときは、その効力を失う。

- 2 手回り品切符は、有料手回り品を持ち込むとき又は係員から請求があるときは、いつでもこれを呈示し、検査及び入鋏を受ける。また、途中下車又は下車するときは、これを係員に引き渡さなければならない。

(持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

第 154 条 旅客が、第 149 条第 1 項ただし書きの規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第 150 条の規定による持込制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、次の各号に定めるところにより料金及び増料金を収受する。

- (1) 第 149 条第 1 項ただし書き第 1 号から第 6 号までの規定による物品を持ち込んだときは、第 151 条第 3 項に規定する手回り品料金及びその 10 倍に相当する増料金を収受する。
 - (2) 前号のほか、車内に持ち込むことのできない物品を持ち込んだ場合、第 151 条第 3 項に規定する手回り品料金及びその 2 倍に相当する増料金を収受する。
- 2 着駅において、旅客が第 149 条第 1 項ただし書きに規定する車内に持ち込むことのできない物品又は第 149 条に規定する持込制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持込んだことを発見した場合においては、前項の規定を準用する。

(持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置)

第 155 条 旅客が、第 149 条第 1 項第 1 号から第 7 号までの規定による物品を持ち込もうとした場合は、前条の規定を準用することがある。

- 2 前項の規定による手回り品料金及び増料金は、当該物品を持ち込もうとした駅と乗車券に表示された着駅との区間に対して計算する。ただし、旅客が有効の乗車券を所持していない場合は、当該物品を持ち込もうとした駅との列車の終着駅との区間に対して計算する。

(旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置)

第 156 条 旅客運送の伴わない物品を、手回り品のように装う等の手段により物品の無賃運送を図った場合においては、無賃運送を図った者に対し、当該物品の運送区間について、第 154 条第 1 項の規定を準用する。

(手回り品の保管)

第 157 条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。